

資料編

1 ごみ及び資源の排出量実績値及び計画値

ごみ及び資源の排出量等について、実績値（平成 23 年度～令和 2 年度）及び計画値（令和 3 年度～令和 13 年度）を次に示します。

2 可燃ごみ組成分析結果

(1) 目的

家庭から発生する家庭ごみのうち可燃ごみについて、ごみ質組成等を調査し、秦野市ごみ処理基本計画等の基礎的な資料とすることを目的としています。

(2) 調査対象地域及び調査日程

調査対象地域

調査対象地域	位置・特徴	都市計画用途地域
商店地域	小田急線渋沢駅北側に位置する商店街と古くからの住宅地が混在する地域	近隣商業地域
戸建住宅地域	開発された新興住宅地であり、戸建住宅が多く持家率が高い地域	第一種低層住居専用地域
市街地周辺地域	郊外の古くからの集落によって形成されている地域	市街化調整区域
高層住宅地域	マンションで一つの街が形成されている地域	第一種住居地域

調査日程

	商店地域	戸建住宅地域	市街地周辺地域	高層住宅地域
第1回	令和2年9月28日(月)		令和2年9月29日(火)	
第2回	令和2年12月7日(月)		令和2年12月8日(火)	
第3回	令和3年3月1日(月)		令和3年3月2日(火)	
第4回	令和3年6月7日(月)		令和3年6月8日(火)	

(3) 調査項目

大分類	小分類	備考
1 紙類	1-1 新聞紙	他の用途に使用されずに出されている新聞紙
	1-2 雑誌、広告、チラシ	ダイレクトメール、はがき、封筒、カレンダー、ノートなど名刺サイズ以上のリサイクル可能な紙類
	1-3 雑誌、書籍	本類、週・月刊誌、パンフレット
	1-4 段ボール	宅配便の箱など段ボール類
	1-5 紙パック(アルミ付き)	牛乳、ジュース、酒パック(プラの口付も含む)等
	1-6 紙パック(アルミなし)	牛乳、ジュース、酒パック(プラの口付も含む)等
	1-7 紙箱類	ティッシュやお菓子などの紙箱
	1-8 紙袋	
	1-9 その他紙製容器包装	紙製のカップ
	1-10 その他紙類(1)	レシート等感熱紙、シュレッダー破碎後の紙
	1-11 その他紙類(2)	トイレトペーパーの芯など上記以外で資源化できる紙
	1-12 資源化できない紙類	写真、シール、シール台紙、ラミネート加工された紙、ピザの箱など油で汚れた紙類
2 繊維類	2-1 衣類	
	2-2 その他	タオル、布巾
3 プラスチック類	3-1 ペットボトル	 表示のある物はすべて (洗剤、シャンプーの容器なども)
	3-2 その他容器包装プラ(発泡スチロール)	容器包装で発泡スチロール製のもの
	3-3 その他容器包装プラ(白色トレイ)	
	3-4 その他容器包装プラ	白色以外のトレイ等、レジ袋、蓋、カップ類、菓子袋、チューブ類(マヨネーズ等)、パック類(卵、弁当、詰替え袋、レトルトパック等)、野菜・果物のネット、ペットボトルのラベル・キャップおにぎり等の包み、タバコ等のフィルム、気泡緩衝材、製品梱包用ビニール紐
	3-5 その他のプラスチック	包装用テープ、ビデオテープ、文具、玩具、パケツなどの日用品
4 厨芥類	4-1 調理くず	※厨芥類の分類については、神奈川県作成「家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの調査マニュアル」等に基づく。
	4-2 調理くず(過剰除去)	
	4-3 残飯(食べ残し)	
	4-4 未開封品(直接廃棄)	
5 木・竹・わら類	5-1 剪定枝	
	5-2 雑草、草花、落ち葉	
	5-3 竹	
	5-4 その他	わら、木の根など
6 その他可燃物	6-1 紙おむつ	
	6-2 その他	保冷材、吸殻、掃除機のごみ、油の固めた物、布おむつ、包帯、ガーゼ、脱脂綿、割箸などの加工された木材、竹串、コルク、皮革類、(裁断された)布団、カイロ、布キレ
7 金属類	7-1 アルミ缶	飲料用のもの(ペットフードの缶を含む)
	7-2 スチール缶	飲料用のもの(ペットフードの缶を含む)
	7-3 カセット・スプレー缶	
	7-4 その他鉄類	7-1から7-3に当てはまらないもの
	7-5 その他非鉄類	7-1から7-3に当てはまらないもの
8 びん類	8-1 透明びん(飲料用及び食料用)	
	8-2 茶色びん(飲料用及び食料用)	
	8-3 他色びん(飲料用及び食料用)	
	8-4 その他びん	化粧品など、飲料用以外のもの
9 蛍光灯	9-1	環型、直管型、電球型(割れているものは除く)
10 電池	10-1	一次電池(アルカリ、マンガン)、二次電池(充電式)
11 体温計	11-1	電子式、アルコール式、水銀式
12 その他不燃物	12-1 小型家電	
	12-2 ガラス・セトモノ類	水槽、鏡
	12-3 刃物類	剃刀
	12-4 その他	傘、電球、割れた蛍光灯など
13 廃食用油	13-1	
14 排出容器	14-1	排出に利用したごみ袋

(4) 調査結果

単位：%

秦野市		地 区				平均
大分類	分類項目 小分類	渋 沢	柳 町	蓑 毛	鶴 巻	
1 紙 類	1-1 新聞紙	1.3	1.0	0.4	0.2	0.7
	1-2 雑紙、広告、チラシ	2.3	5.0	2.6	3.2	3.3
	1-3 雑誌、書籍	0.3	0.3	1.2	1.6	0.9
	1-4 段ボール	0.5	1.0	1.0	0.4	0.7
	1-5 紙パック(アルミ付き)	0.5	0.2	0.1	0.4	0.3
	1-6 紙パック(アルミなし)	0.6	0.4	0.4	0.6	0.5
	1-7 紙箱類	1.5	2.7	2.3	2.4	2.2
	1-8 紙袋	0.7	0.4	0.4	0.2	0.4
	1-9 その他紙製容器包装	0.6	0.5	0.5	0.7	0.5
	1-10 その他紙類(1)	1.1	0.3	0.1	0.1	0.4
	1-11 その他紙類(2)	0.3	0.7	0.2	0.4	0.4
	1-12 資源化できない紙類	11.2	15.7	9.0	13.1	12.3
2 繊維類	2-1 衣類	4.8	5.0	7.3	2.4	4.9
	2-2 その他	1.3	2.0	4.6	1.0	2.2
3 プラスチック類	3-1 ペットボトル	0.5	0.5	0.3	0.1	0.3
	3-2 その他容器包装プラ(発泡スチロール)	0.2	0.7	1.0	0.2	0.5
	3-3 その他容器包装プラ(白色トレイ)	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0
	3-4 その他容器包装プラ	7.3	11.3	8.3	12.0	9.7
	3-5 その他のプラスチック	2.1	4.0	3.4	4.9	3.6
4 厨芥類	4-1 調理くず	29.3	20.5	18.8	24.2	23.2
	4-2 調理くず(過剰除去)	3.7	2.9	3.0	3.1	3.2
	4-3 残飯(食べ残し)	8.3	7.6	10.7	6.4	8.2
	4-4 未開封品(直接廃棄)	3.2	4.4	4.0	3.8	3.8
5 木・竹・わら類	5-1 剪定枝	0.0	-	2.3	0.3	0.6
	5-2 雑草、草花、落ち葉	0.3	0.3	1.2	0.3	0.5
	5-3 竹	-	-	0.2	-	0.1
	5-4 その他	-	0.0	0.7	-	0.2
6 その他可燃物	6-1 紙おむつ	7.0	4.2	5.3	7.3	6.0
	6-2 その他	9.8	6.1	6.8	8.8	7.9
7 金属類	7-1 アルミ缶	-	0.0	0.0	0.0	0.0
	7-2 スチール缶	0.0	0.0	0.0	-	0.0
	7-3 カセット・スプレー缶	0.0	-	-	0.1	0.0
	7-4 その他鉄類	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0
	7-5 その他非鉄類	0.1	0.1	0.3	0.2	0.2
8 びん類	8-1 透明びん(飲料用及び食料用)	0.0	0.0	-	-	0.0
	8-2 茶色びん(飲料用及び食料用)	0.1	0.3	-	-	0.1
	8-3 他色びん(飲料用及び食料用)	-	-	-	-	-
	8-4 その他びん	-	-	-	-	-
9 蛍光灯	9-1	-	-	-	-	-
10 電池	10-1	-	0.0	0.0	0.0	0.0
11 体温計	11-1	-	-	-	-	-
12 その他不燃物	12-1 小型家電	0.0	0.1	0.5	0.1	0.2
	12-2 ガラス・セトモノ類	0.1	0.1	0.1	-	0.1
	12-3 刃物類	-	0.0	-	-	0.0
	12-4 その他	-	0.3	1.8	0.6	0.7
13 廃食用油	13-1	-	0.2	0.5	-	0.2
14 排出容器	14-1	0.8	0.9	0.9	0.8	0.8
合 計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

・数値の表記について、“0.0”は排出があり、“-”は排出がなかったことを示しています。

・数値の丸め処理のため合計値が“100.0”にならない場合があります。

3 秦野市ごみ処理行政等の沿革

年 月	内 容
昭和 32 年 10 月	秦野市清掃条例制定
昭和 36 年 5 月	秦野市外二町清掃処理組合設立（以下「組合」という。）
昭和 38 年	2 月 組合名称変更「秦野市伊勢原町清掃組合」
	6 月 秦野衛生センター完成（し尿 72k1/日、ごみ 30t/日）
昭和 44 年	2 月 可燃物と不燃物の 2 分別収集開始
	11 月 集団資源回収を開始
	12 月 伊勢原清掃工場 20t/日焼却施設完成
昭和 46 年	3 月 組合名称変更「秦野市伊勢原市清掃組合」
	10 月 伊勢原清掃工場 40t/日焼却施設完成
昭和 47 年	1 月 伊勢原清掃工場粗大ごみ処理施設完成（破砕 8t/5h、手選別 10t/5h）
	4 月 清掃条例を全部改正し、秦野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例を公布
	市内全域の収集を開始（可燃ごみ 2 回/週、不燃ごみ 1 回/月）
昭和 48 年 4 月	収集方法の変更（可燃ごみ 3 回/週、不燃ごみ 1 回/月）
昭和 50 年 4 月	組合名称変更「秦野市伊勢原市環境衛生組合」
昭和 51 年 6 月	伊勢原清掃工場 180t/日焼却施設完成
昭和 54 年 12 月	伊勢原清掃工場粗大ごみ処理施設の破砕設備増設（破砕 8t/5h から 30t/5h へ）
昭和 58 年 10 月	栃窪一般廃棄物最終処分場埋立開始
昭和 59 年 4 月	使用済み乾電池の分別収集開始
昭和 60 年 10 月	伊勢原清掃工場 90t/日焼却施設完成
昭和 63 年 3 月	伊勢原清掃工場粗大ごみ処理施設の受入・供給設備増設
平成 3 年	4 月 ごみ問題を地域の問題として捉え、ごみを抑制するゴミニティ構想を打出す
	7 月 ペットボトルの分別収集開始
	集団資源回収を登録制とし、奨励金の支給を開始
平成 5 年	3 月 栃窪一般廃棄物最終処分場埋立終了
	5 月 栗原一般廃棄物最終処分場（第一期分）埋立開始
平成 6 年	10 月 伊勢原清掃工場 180t/日焼却施設の炉改造工事完了
	12 月 秦野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例を改正
平成 7 年	7 月 半透明ごみ袋の一斉実施
	8 月 粗大ごみの有料戸別収集開始
平成 9 年	4 月 秦野市ごみ処理基本計画の策定（期間：平成 9～13 年度）
	リサイクルビンの分別収集開始
	7 月 公民館等で牛乳パック、白色トレーの拠点回収開始

年	月	内 容
平成 11 年	4 月	生ごみ処理機補助制度導入（補助率 1/2、上限 2 万円）
	5 月	栗原一般廃棄物最終処分場（第二期分）埋立開始
	6 月	秦野市災害廃棄物等処理計画の策定
	11 月	新しいごみと資源の分別収集（6 分別 19 品目）開始
平成 12 年	4 月	廃掃条例の一部改正（粗大ごみの自己搬入制度の変更（7 月施行）、死畜処理手数料の改定）
平成 13 年	3 月	伊勢原清掃工場 90t/日焼却施設のダイオキシン類対策工事終了
	4 月	家電リサイクル法施行に伴い、4 品目を適正処理困難物に指定
	9 月	拠点（公民館 9 館、清掃事業所）による容器包装プラスチック及び古紙・衣類（清掃事業所）の回収を開始
平成 14 年	4 月	生ごみ処理機補助制度改正（補助率 1/2、上限 4 万円）
	7 月	ほほえみ収集（高齢者等の戸別収集）の開始
	9 月	家庭系剪定枝モデル化事業の開始
平成 15 年	2 月	伊勢原清掃工場 180t/日焼却施設のダイオキシン類対策工事完了
	3 月	秦野市ごみ処理基本計画の策定（期間：平成 14～18 年度）
	4 月	生ごみ処理機補助制度の拡充（指定協力販売店制度開始）
平成 16 年	4 月	生ごみ処理機補助制度の拡充（維持管理費の上乗せ補助開始、業務用生ごみ処理機購入費補助制度開始：補助率 1/10、上限 100 万円、補助対象期間：平成 16～18 年度）
平成 17 年	4 月	秦野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正（一般廃棄物の処理手数料、粗大ごみの処理手数料の改定）
	11 月	生ごみ分別収集及び堆肥化実証実験の実施
平成 18 年	4 月	容器包装プラスチックの収集を月 2 回から隔週に変更 粗大ごみの自己搬入を原則、年末年始を除く、毎日受付
	8 月	モデル地区における生ごみの分別収集及び堆肥化の開始
	12 月	秦野市ごみ処理基本計画（平成 19～33 年度）策定
平成 20 年	1 月	剪定枝の分別収集及びチップ化の開始
	2 月	可燃ごみ夜間戸別収集（南矢名一丁目地区）をモデル事業として開始
平成 23 年	3 月	大型生ごみ処理機の導入
	9 月	廃食用油の分別収集の開始
平成 24 年	3 月	秦野市ごみ処理基本計画の改定（期間：平成 24～33 年度）
平成 25 年	1 月	はだのクリーンセンター完成（200 t/日焼却施設）
	2 月	ペットボトルのべール化を開始
	6 月	木質系粗大ごみの資源化を開始
		伊勢原清掃工場 180t/日焼却施設廃止
平成 26 年	2 月	小型家電のリサイクル事業を開始
	9 月	可燃ごみ夜間戸別収集（本町一丁目地区及び沿道）を開始

年	月	内 容	
平成 27 年	4 月	布団・毛布の資源化を開始	
平成 28 年	7 月	公共用地の刈り草ごみ資源化の開始	
平成 29 年	3 月	秦野市ごみ処理基本計画の策定（期間：平成 29～43 年度）	
	10 月	古紙類の品目の見直しと出し方の簡素化（その他紙） ごみ処理手数料改定（220 円/10kg）	
	11 月	リユース！もったいない Day！初開催	
平成 30 年	3 月	生ごみ分別収集モデル事業終了 秦野市災害廃棄物等処理計画の改定	
	4 月	ペットボトルの拠点回収開始（環境資源センター） 一部木質系粗大ごみと草類を合わせて資源化	
	6 月	草類分別収集（市内 3 地区；本町、北、東）開始	
平成 31 年	4 月	草類の分別収集を市内全域に拡げ、剪定枝と合わせて「草木類」として分別収集開始 その他紙の一種としてシュレッダーごみ分別収集開始 生ごみ処理機補助制度の拡充（補助率 1/2 上限 4 万円から 3/4 上限 5 万円へ引き上げ）	
	6 月	生ごみ持ち寄り農園（鶴巻地区）開設	
	8 月	ごみ分別促進アプリ導入	
令和元年	9 月	不用品交換制度終了	
	12 月	ストックハウス拡充（3 か所から 13 か所へ） 廃掃条例改正（動物の死体処理手数料 5,250 円から 5,830 円へ）	
	令和 2 年	4 月	廃食用油の収集日変更（不燃ごみの日から資源物の日へ） 新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う緊急事態宣言発令、 ごみの自己搬入受付休止（4 月 29 日から 5 月 17 日まで） ごみ分別促進アプリ 5 か国語対応導入
		10 月	ストックハウス拡充（大根公民館。13 か所から 14 か所へ） 市内全事業所（約 3,200 社）の訪問調査開始
12 月		市公式 LINE アカウント開設 生ごみ持ち寄り農園（戸川地区）開設	
令和 3 年	3 月	秦野市分別・リサイクル優良事業所等認定制度創設	
	8 月	秦野市ごみ減量協力店登録制度創設	
令和 4 年	3 月	ストックハウス拡充（西公民館から西地区へ） 秦野市ごみ処理基本計画の改定（期間：平成 29～令和 13 年度）	

4 市民、審議会等からの意見等について

4-1 Webアンケート

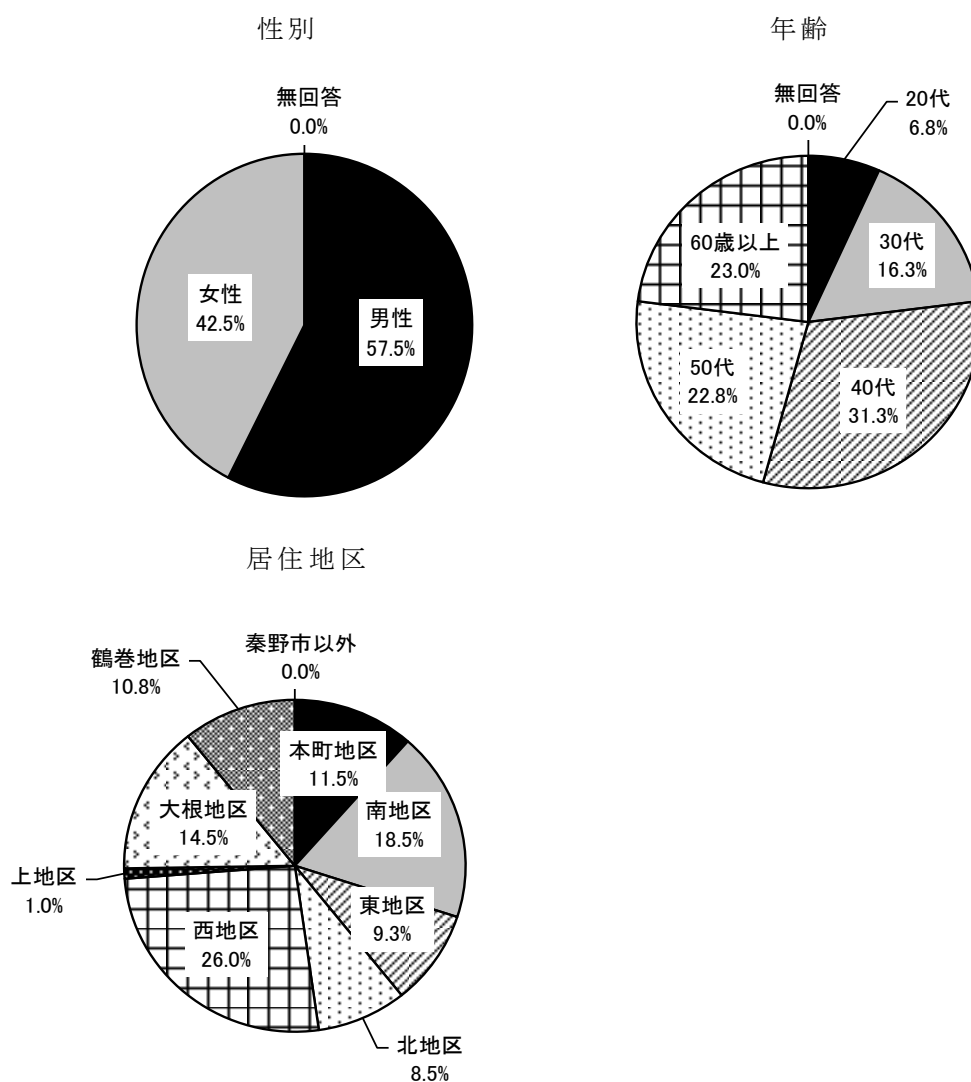
調査の実施方法

① 調査地域	市内全域
② 調査対象	調査会社登録者
③ 対象者数	400人
④ 母集団	秦野市のネット調査会社の登録者約2,700人
⑤ 調査方法	インターネット調査

※回答はn（有効回収数）を基準とした百分率で表わし、小数点第2位を四捨五入しました。このため、百分率の合計が100%にならない場合があります。

(1) 平成30年度調査（調査期間：平成30年11月21日～11月26日）

ア 属性

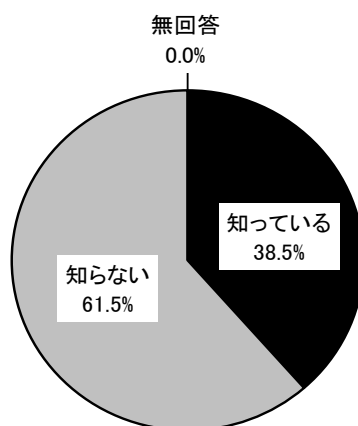


イ 調査目的

可燃ごみの排出量に対する課題をさまざまな方法で市民に周知しているが、現段階での認知度と、シュレッターごみの排出状況を把握するため調査を行う。

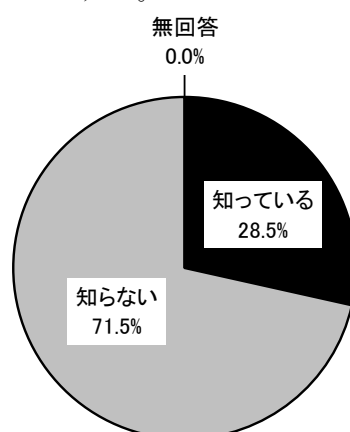
ウ 調査結果

問1 可燃ごみの焼却は「はだのクリーンセンター」と「伊勢原清掃工場」の2施設を、平成37年度末までに「はだのクリーンセンター」1施設で処理する体制に移行することを知っていますか。



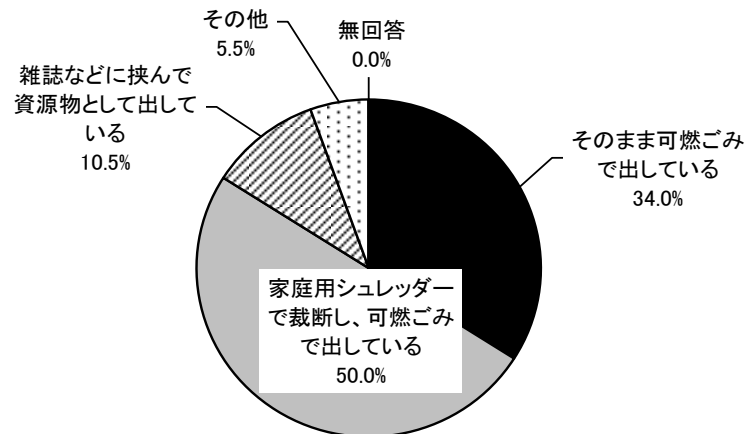
回答 焼却施設の体制移行についての認知を尋ねたところ、「知らない (61.5%)」、「知っている (38.5%)」と回答しています。

問2 今後、ごみの減量効果が現れず「はだのクリーンセンター」1施設で処理できないと判断した場合は、家庭ごみの有料化を含めた検討を進めることをあなたは知っていますか。



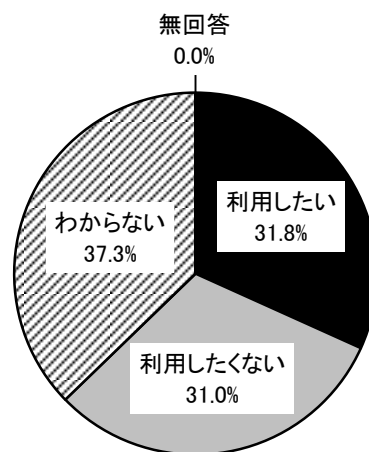
回答 家庭ごみの有料化を含めた検討についての認知を尋ねたところ、「知らない (71.5%)」、「知っている (28.5%)」と回答しています。

問3 個人情報に記載されている書類をあなたはどのように処理していますか。



回答 個人情報に記載されている書類の処理方法について尋ねたところ、「家庭用シュレッダーで裁断し、可燃ごみで出している（50.0%）」が最も高く、次いで「そのまま可燃ごみで出している（34.0%）」、「雑誌などに挟んで資源物として出している（10.5）」の順になっています。

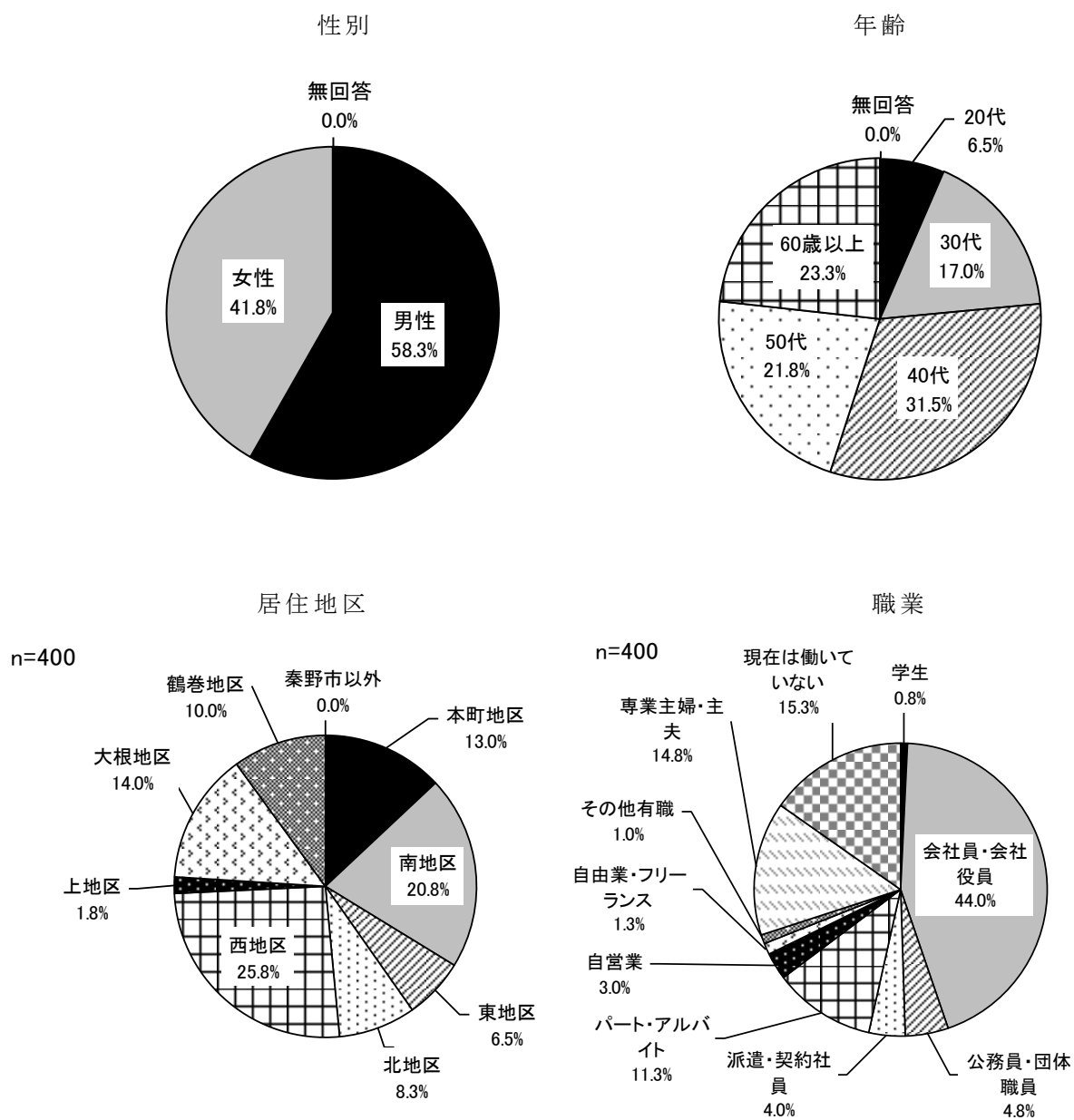
問4 個人情報に記載されている書類を処理するため、公共施設にシュレッダーを設置した場合、あなたは利用したいと思いますか。



回答 個人情報に記載されている書類を処理するため、公共施設にシュレッダーを設置した場合利用したいか》尋ねたところ、「わからない（37.3%）」が最も高く、次いで「利用したい（31.8%）」、「利用したくない（31.0%）」と回答しています。

(2) 令和2年度(第1回)調査(調査期間:令和2年6月24日~6月30日)

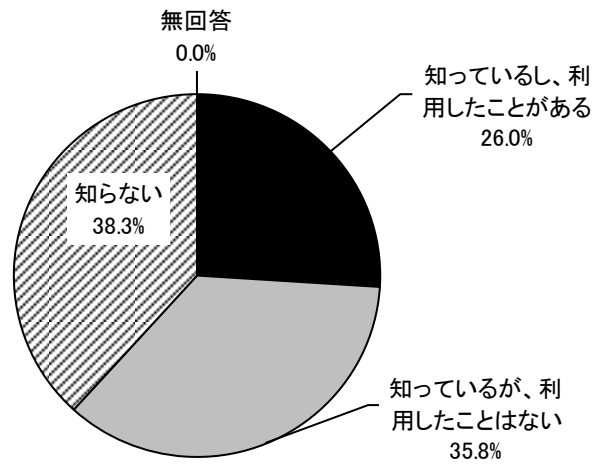
ア 属性



イ 可燃ごみ減量に向けて、市民に資源物をより身近に出せるよう各地区に設置した「資源物ストックハウス」の認知度や市内の美化の状況について調査を行う。

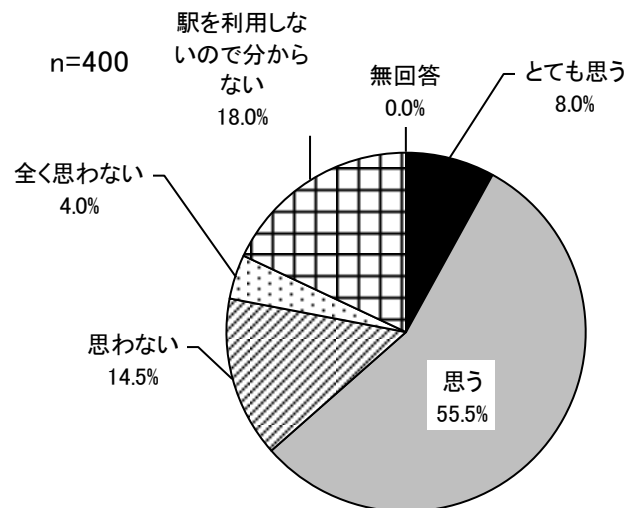
ウ 調査結果

問1 資源物を収集日以外にも出せる「資源物ストックハウス」があることを知っていますか。



回答 資源物を収集日以外にも出せる「資源物ストックハウス」があることを知っていますかと尋ねたところ、「知っているが、利用したことはない（35.8%）」が最も高く、次いで「知っているし、利用したことがある（26.0%）」でした。一方、「知らない」は38.3%となっています。

問2 市内4駅周辺（環境美化重点地区）は、ごみのポイ捨てがなく、きれいだと思いますか。

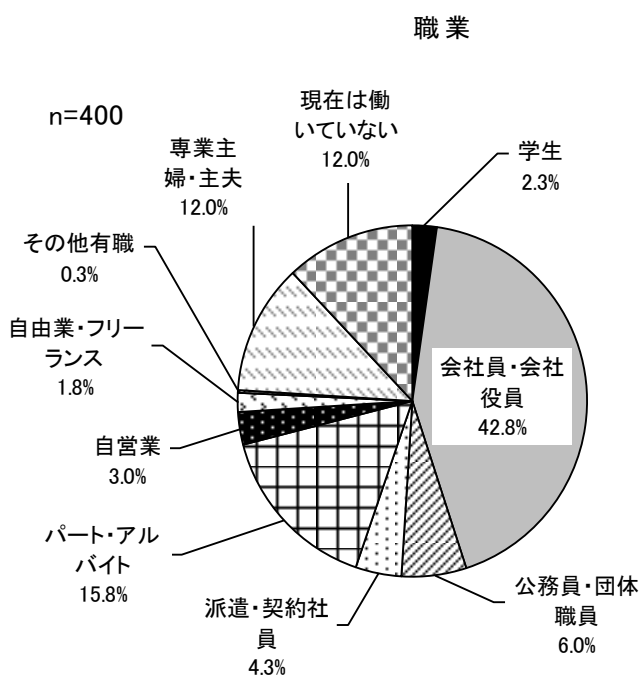
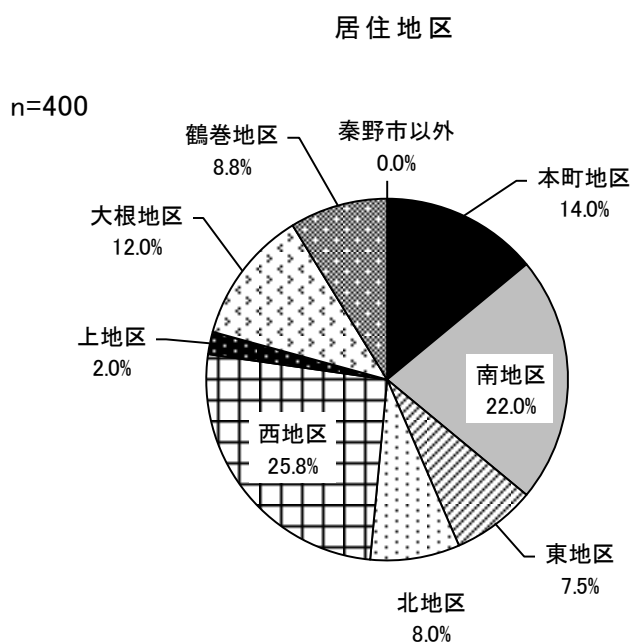
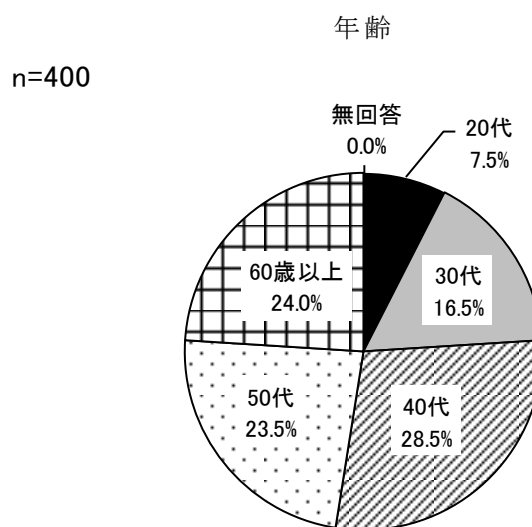
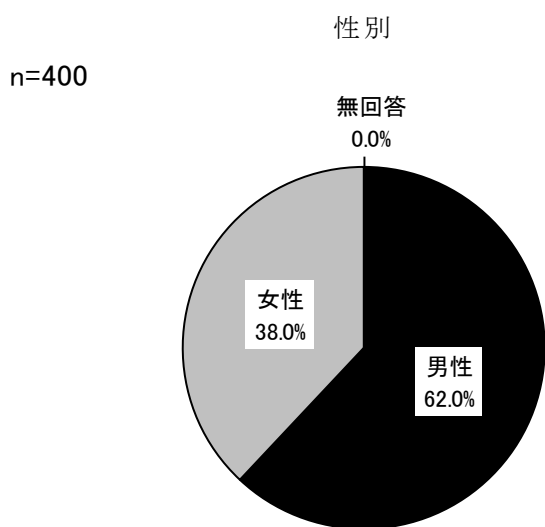


回答 市内4駅周辺（環境美化重点地区）は、ごみのポイ捨てがなく、きれいだと思いますか」と尋ねたところ、「思う（55.5%）」が最も高く、次いで「とても思う（8.0%）」。

一方、「知らない」は14.5%、「全く思わない」は4.0%となっています。【 「駅を利用しないので分からない」を除くと「とても思う」「思う」は77.4% 】

(3) 令和2年度(第3回)調査(調査期間:令和3年2月5日~2月12日)

ア 属性

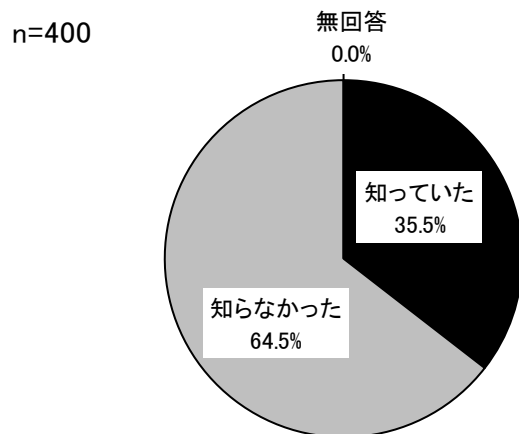


イ 調査目的

秦野市では、可燃ごみ処理の課題をさまざまな方法で市民に周知しており、その取組について調査を行う。

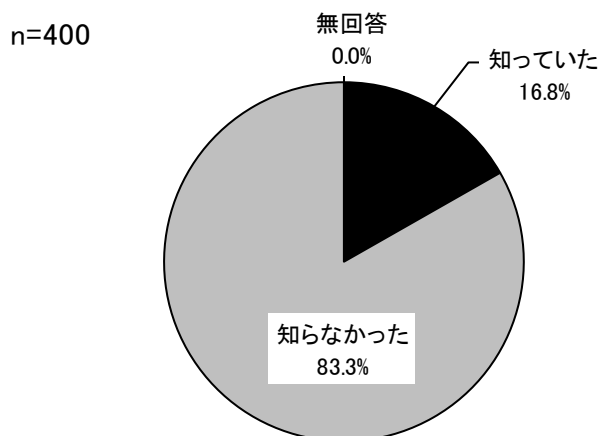
ウ 調査結果

問1 可燃ごみは「はだのクリーンセンター（秦野市曾屋 4624 番地）」と「伊勢原清掃工場（伊勢原市三ノ宮 1918 番地）」の2施設で焼却していますが、令和7年度末までに「はだのクリーンセンター」1施設で処理する体制に移行することを知っていますか。



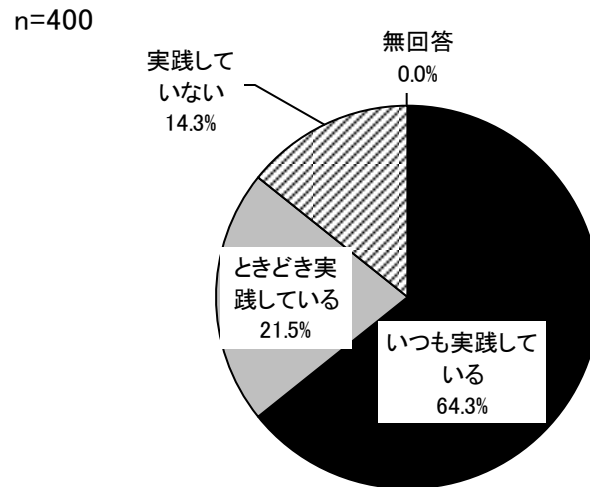
回答 令和7年度末までに「はだのクリーンセンター」1施設で処理する体制に移行することを知っていますかと尋ねたところ、「知っていた」は35.5%でした。一方、「知らなかった」は64.5%となっています。

問2 今後、可燃ごみの減量効果が現れず、「はだのクリーンセンター」1施設で処理できない場合、家庭ごみの有料化を含めた検討を進めることを知っていましたか。



回答 今後、可燃ごみの減量効果が現れず、「はだのクリーンセンター」1施設で処理できない場合、家庭ごみの有料化を含めた検討を進めることを知っていましたか」と尋ねたところ、「知っていた」は16.8%でした。一方、「知らなかった」は83.3%となっています。

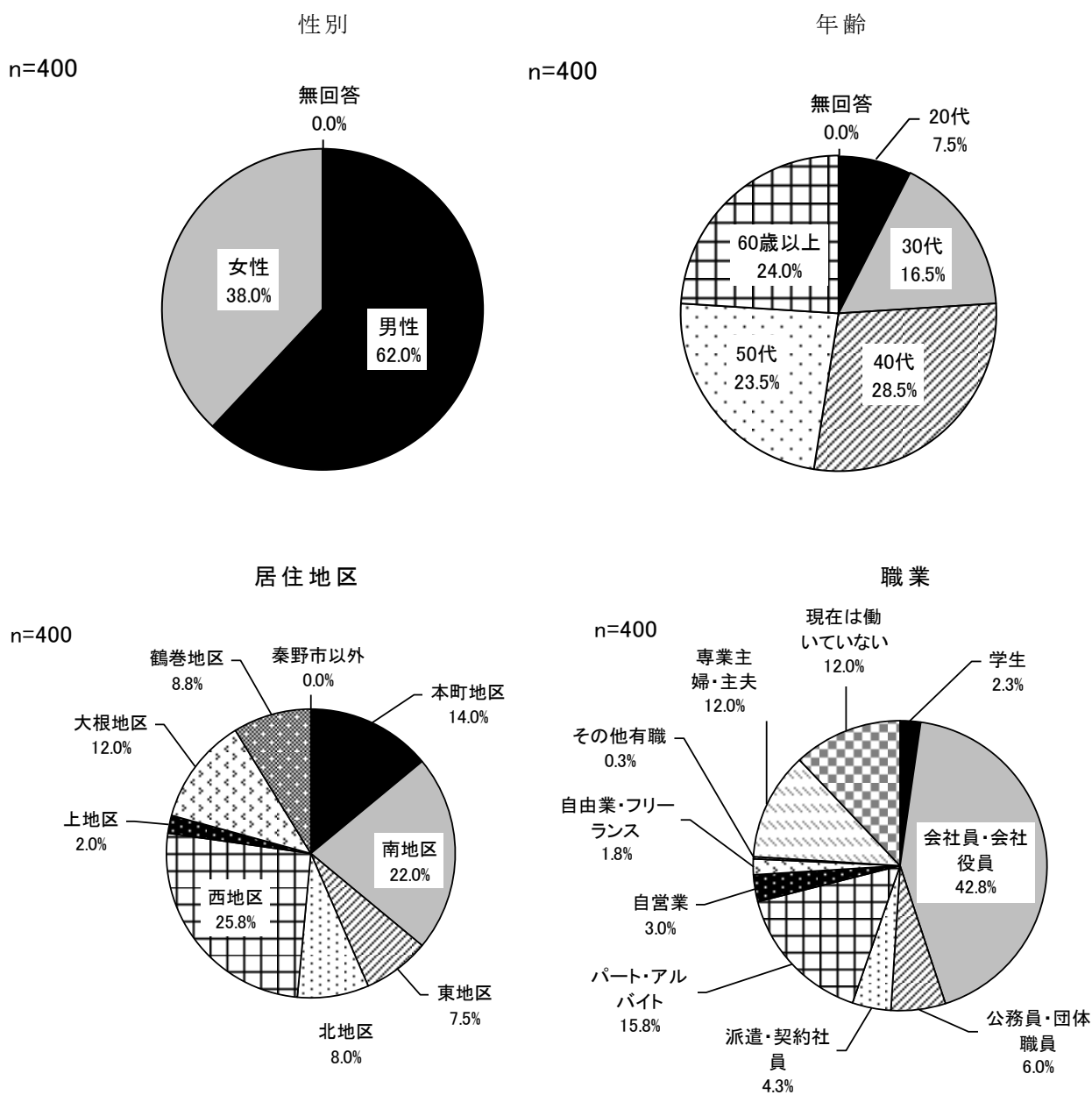
問3 あなたの家庭では、可燃ごみの減量に効果が高い生ごみの水切り（生ごみの水をよく絞ってから捨てる）を実践していますか。



回答 あなたの家庭では、可燃ごみの減量に効果が高い生ごみの水切り（生ごみの水をよく絞ってから捨てる）を実践していますかと尋ねたところ、「いつも実践している（64.3%）」が最も高く、次いで「ときどき実践している（21.5%）」、「実践していない（14.3%）」の順になっています。

(4) 令和3年度(第2回)調査(調査期間:令和3年9月22日~9月28日)

ア 属性



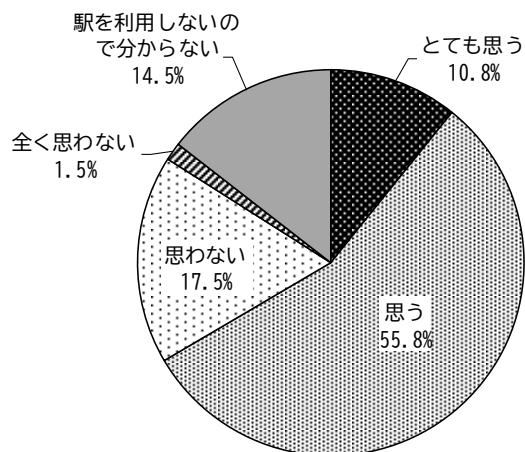
イ 調査目的

秦野市ではごみの課題を様々な方法で周知していますが、ポイ捨てや資源ごみの分別、可燃ごみの減量に関する市民の意識を調査する。

イ 調査結果

問1 市内4駅周辺（環境美化重点地区）は、ポイ捨てがなくきれいだと思いますか。

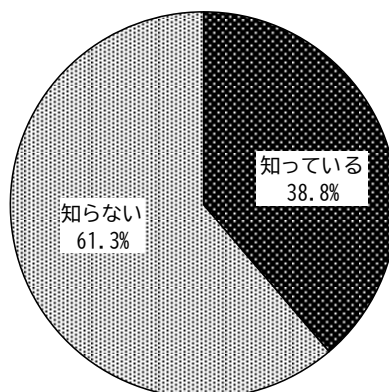
(n=400)



回答 「思う」(55.8%) が最も高く、「とても思う」(10.8%) と合わせると、6割を超える人がポイ捨てがなくきれいだと思いますと回答しています。

問2 現在、可燃ごみは「はだのクリーンセンター（秦野市曾屋 4624 番地）」と「伊勢原清掃工場（伊勢原市三ノ宮 1918 番地）」の2施設で焼却していますが、令和7年度末までに「はだのクリーンセンター」の1施設となることを知っていますか。

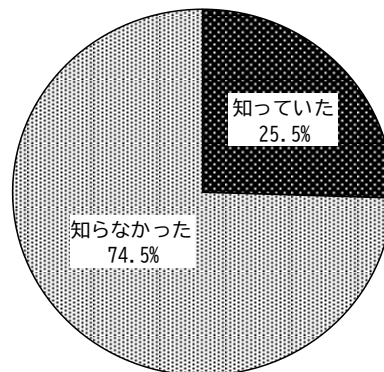
(n=400)



回答 「知っている」が 38.8%、「知らない」が 61.3%となっています。

問3 今後、可燃ごみの減量が十分に達成されない場合は、家庭ごみの有料化を含めた検討を進めることを知っていましたか。

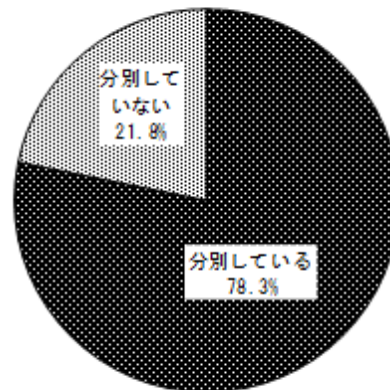
(n=400)



回答 「知っていた」が25.5%、「知らなかった」が74.5%となっています。

問4 あなたの家庭では、古紙類のうち「その他紙」を分別していますか。

(n=400)



回答 「分別している」が78.3%、「分別していない」が21.8%となっています。

4-2 秦野市廃棄物対策審議会

(1) 委員名簿

役職	氏名	所属等	選出区分
会長	原田 一郎	東海大学名誉教授	学識経験者
副会長	竹内 進	秦野市自治会連合会	秦野市自治会連合会 が推薦する者
委員	小栗 和也	東海大学教養学部人間環境学科 教授	学識経験者
委員	橋詰 博樹	多摩大学グローバルスタディーズ 学部特任教授	学識経験者
委員	桐山 容子	秦野市農業協同組合 (令和3年8月26日まで)	秦野市農業協同組合 が推薦する者
	吉田 美津江	秦野市農業協同組合 (令和3年8月27日から)	
委員	柏木 真一	秦野市商店会連合会	秦野市商店会連合会 が推薦する者
委員	高橋 大助	秦野商工会議所	秦野商工会議所が推 薦する者
委員	石田 岳志	公益社団法人神奈川県宅地建物 取引業協会湘南中支部	公益社団法人神奈川 県宅地建物取引業協 会が推薦する者
委員	中園 祐司	秦野市PTA連絡協議会 (令和3年8月26日まで)	秦野市PTA連絡協 議会が推薦する者
	内田 慎之介	秦野市PTA連絡協議会 (令和3年8月27日から)	
委員	古谷 典子	秦野市食生活改善推進団体	秦野市食生活改善推 進団体が推薦する者
委員	斉藤 拓哉	東京地方税理士会平塚支部	その他市長が 必要と認める者
委員	齋藤 利男	—	公募の市民
委員	奈良 利代子	—	公募の市民
委員	松岡 守	—	公募の市民

(2) 秦野市廃棄物対策審議会への諮問

F No. 5・3・0 (甲)

令和3年7月30日

秦野市廃棄物対策審議会
会長 原田 一郎 様

秦野市長 高橋 昌 和



秦野市ごみ処理基本計画の改定について (諮問)

本市においては、平成29年に秦野市ごみ処理基本計画を策定し、「市民の意識改革で環境先進都市を目指す」という理念を掲げ、ごみの排出抑制、資源化の拡充等各種ごみ処理施策を推進してきました。

このたび、秦野市ごみ処理基本計画は策定から5年目を迎え、見直しの年度を迎えます。そこで、秦野市総合計画(HADANO2030プラン)のもと、循環型社会の実現及びはだのクリーンセンター1施設での可燃ごみ処理体制への移行に向けて新たな目標値及びごみ処理行政の方向と施策を示すため、秦野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第19条第2項の規定により、次の事項について調査、審議いただきたく、諮問いたします。

1 一般廃棄物の減量、資源化及び適正処理の推進に関する事項

(3) 秦野市廃棄物対策審議会からの答申

令和4年2月18日

秦野市長 高橋 昌和 様

秦野市廃棄物対策審議会
会長 原田 一郎



秦野市ごみ処理基本計画の改定について（答申）

令和3年7月30日付け、F№.5・3・0（甲）により諮問のありました秦野市ごみ処理基本計画の改定について、当審議会において慎重に審議した結果、妥当なもの認め、ここに答申します。

なお、計画の推進に当たっては、次の意見に配慮されるよう要望します。

- 1 焼却対象量の減量が達成できない万一の場合にも備えること
はだのクリーンセンター1施設での安定的な処理に向けて着実に可燃ごみの減量に努めることは重要であるが、万一、計画どおり焼却対象量の減量が達成できない場合にも備えること。
- 2 将来的な家庭ごみ有料化の研究においては市民のメリットを調査すること
将来的な家庭ごみの有料化の研究においては、市民にとってどのようなメリットをもたらすのか調査し明らかにすること。また、市民への伝え方についても研究すること。
- 3 環境教育の副次効果を意識すること
子どもにごみと資源に関する教育を行うことは、副次的に家族に対する啓発にもつながる可能性があることを意識し、今後も取組を継続すること。
- 4 地球温暖化対策の側面からも可燃ごみの中のプラスチックを減らすこと
秦野市地球温暖化対策実行計画に掲げる廃棄物部門の数値目標達成に向け、可燃ごみの中のプラスチックを減らすよう努めること。

4-3 秦野市ごみ処理基本計画（案）に対する意見募集

ごみ処理基本計画に市民等の意見を反映させるため、次のとおり意見募集を行いました。

(1) 意見募集期間

令和3年11月16日（火）から同年12月16日（木）まで

(2) 意見募集の周知方法

広報はだの11月15日号及び市ホームページ

(3) 計画案の公表方法

ア ホームページへの掲載

イ 公民館、図書館及び駅連絡所における閲覧

ウ 本庁舎行政情報閲覧コーナーにおける閲覧

エ 環境資源対策課における閲覧

(4) 意見提出方法

郵送、FAX、電子メール及び持参の方法による

(5) 提出された意見の内容及びその取扱い等

内容分類	件数	意見への対応区分（※）				
		A	B	C	D	E
第1章 計画の策定に当たって（p.1～6）	11	8		1	1	1
第2章 ごみ処理の現状と課題（p.7～50）	44	30	1	4	5	4
第3章 人口とごみ量の将来予測（p.51、52）						
第4章 基本理念及び基本方針（p.53～61）	21	17		1	1	2
第5章 個別施策（p.62～83）	43	12	8	22		1
第6章 計画の実現に向けて（p.84）						
その他全般	3	3				
計	122	70	9	28	7	8

※意見への対応区分

A：意見等の趣旨等を計画に反映したもの

B：意見等の趣旨等は既に計画に反映されていると考えるもの

C：今後の取組みにおいて参考とさせていただくもの

D：計画に反映できないもの

E：その他（感想、質問等）

5 秦野市ごみ処理基本計画策定の経過

5-1 策定経過

年月日	経過
平成 26 年 8 月 26 日	平成 26 年度第 1 回秦野市廃棄物対策審議会 (審議会の設置、ごみの現状説明)
11 月 21 日	平成 26 年度第 2 回秦野市廃棄物対策審議会 (はだのクリーンセンター視察、質疑応答)
平成 27 年 6 月 25 日	平成 27 年度第 1 回秦野市廃棄物対策審議会 (将来予測、事業系ごみ、現行事業の進捗について)
10 月 23 日	平成 27 年度第 2 回秦野市廃棄物対策審議会 (家庭ごみ有料化、生ごみ減量施策について)
12 月 18 日	平成 27 年度第 3 回秦野市廃棄物対策審議会 (最終処分場、個別事業に対する意見について)
平成 28 年 2 月 28 日	平成 27 年度第 4 回秦野市廃棄物対策審議会 (審議事項の反映状況について)
5 月 26 日	第 1 回ごみ処理基本計画策定等相互調整会議 (環境省指針の変更に伴う追加修正点等について)
7 月 01 日	第 1 回ごみ処理基本計画策定等相互調整会議検討部会 (ごみ組成分析結果、ごみ排出量推計等について)
7 月 19 日	第 2 回ごみ処理基本計画策定等相互調整会議検討部会 (ごみ減量化に向けた施策例、新たな資源化策等について)
8 月 1 日	平成 28 年度第 1 回秦野市廃棄物対策審議会 (数値目標について)
8 月 23 日	第 2 回ごみ処理基本計画策定等相互調整会議 (ごみ組成調査結果、審議会の結果報告等について)
10 月 27 日	平成 28 年度第 2 回秦野市廃棄物対策審議会 (ごみ処理基本計画(案)の諮問)
11 月 1 日	定例部長会議へ報告 (ごみ処理基本計画(案)について)
11 月 10 日	第 3 回ごみ処理基本計画策定等相互調整会議 (ごみ処理基本計画(案)、湘南西ブロックごみ処理広域化実施計画(素案)の確認)
11 月 16 日	議員連絡会へ報告 (ごみ処理基本計画(案)について)
11 月 18 日 ～12 月 19 日	パブリック・コメント (ごみ処理基本計画(案)について)
平成 29 年 2 月 9 日	第 4 回ごみ処理基本計画策定等相互調整会議 (湘南西ブロックごみ処理広域化実施計画の確認)
2 月 14 日	平成 28 年度第 3 回秦野市廃棄物対策審議会 (ごみ処理基本計画(案)の答申に係る審議)
2 月 17 日	秦野市環境審議会へ報告 (ごみ処理基本計画(案)について)
2 月 21 日	秦野市廃棄物対策審議会から「秦野市ごみ処理基本計画(平成 29 年度～43 年度)(案)」について答申を受ける

5-2 改定経過

年月日	経過
平成 29 年 10 月 17 日	平成 29 年度第 1 回秦野市廃棄物対策審議会 (ごみ処理基本計画の進捗について)
平成 30 年 3 月 23 日	平成 29 年度第 3 回秦野市廃棄物対策審議会 (「ごみ処理基本計画に掲げた目標達成のため本市が取り組むべき施策の具体化に向けた検討」について諮問、専門部会の設置、委員の指名)
7 月 27 日	平成 30 年度第 1 回秦野市廃棄物対策審議会専門部会 (可燃ごみの現状調査について)
8 月 24 日	平成 30 年度第 1 回秦野市廃棄物対策審議会 (ごみ処理基本計画の進捗、専門部会の取組について)
令和元年 8 月 27 日	令和元年度第 1 回秦野市廃棄物対策審議会 (専門部会の設置、委員の指名)
	令和元年度第 1 回秦野市廃棄物対策審議会専門部会 (廃棄物対策審議会への報告(案)について)
10 月 18 日	令和元年度第 2 回秦野市廃棄物対策審議会 (専門部会から市が取り組むべき施策の具体化に向けた検討結果報告)
令和 2 年 2 月 5 日	秦野市廃棄物対策審議会から「ごみ処理基本計画に掲げた目標達成のため本市が取り組むべき施策の具体化に向けた検討」について答申を受ける
7 月 30 日	令和 2 年度第 1 回秦野市廃棄物対策審議会 (ごみ処理基本計画の主な施策の実施状況、課題等について)
10 月 29 日	令和 2 年度第 2 回秦野市廃棄物対策審議会 (ごみ処理基本計画の振り返りについて)
令和 3 年 2 月 5 日	令和 2 年度第 3 回秦野市廃棄物対策審議会 (ごみ処理基本計画の見直し等について)
	秦野市廃棄物対策審議会から「秦野市ごみ処理基本計画取組み状況に対する意見書」が提出される
4 月 28 日	第 1 回ごみ処理基本計画策定等相互調整会議検討部会 (改定スケジュール、重要課題等について)
5 月 21 日	第 1 回ごみ処理基本計画策定等相互調整会議 (改定スケジュール、可燃ごみ処理の 1 施設体制化について)
6 月 18 日	第 2 回ごみ処理基本計画策定等相互調整会議検討部会【書面開催】 (方針を決定すべき事項について)
7 月 6 日	定例部長会議へ報告 (ごみ処理基本計画を改定することについて)
7 月 9 日	第 2 回ごみ処理基本計画策定等相互調整会議 (可燃ごみ組成分析調査結果、方針を決定すべき事項について)
7 月 30 日	令和 3 年度第 1 回秦野市廃棄物対策審議会 (ごみ処理基本計画改定の諮問、可燃ごみ組成分析結果、改定計画の目標値等について)
8 月 19 日	第 3 回ごみ処理基本計画策定等相互調整会議 (可燃ごみ処理の 1 施設体制化について)
10 月 28 日	令和 3 年度第 2 回秦野市廃棄物対策審議会 (ごみ処理基本計画(案)について)

年月日	経 過
11 月 2 日	定例部長会議へ報告 (ごみ処理基本計画(案)について)
11 月 11 日	第 3 回ごみ処理基本計画策定等相互調整会議検討部会 (ごみ処理基本計画(案)、湘南西ブロックごみ処理広域化実施計画(案)の相互調整)
11 月 16 日	議員連絡会へ報告 (ごみ処理基本計画(案)について)
11 月 16 日 ～12 月 16 日	パブリック・コメント (ごみ処理基本計画(案)について)
12 月 27 日	第 4 回ごみ処理基本計画策定等相互調整会議検討部会 (ごみ処理基本計画(案)、湘南西ブロックごみ処理広域化実施計画(案)の確認)
令和 4 年 2 月 8 日	第 4 回ごみ処理基本計画策定等相互調整会議 (ごみ処理基本計画(案)、湘南西ブロックごみ処理広域化実施計画(案)の確認)
2 月 14 日	令和 3 年度第 3 回秦野市廃棄物対策審議会【書面開催】 (ごみ処理基本計画(案)の答申に係る審議)
2 月 17 日	秦野市環境審議会へ報告 (ごみ処理基本計画(案)について)
2 月 18 日	秦野市廃棄物対策審議会から「秦野市ごみ処理基本計画(平成 29 年度～令和 13 年度)(案)」について答申を受ける

6 用語の解説

あ行

一般廃棄物

産業廃棄物以外のすべての廃棄物で、日常生活に伴って生じる家庭ごみ、粗大ごみ、し尿等のほか、事業活動に伴い生じる生ごみ、紙くず、木くずも含まれます。

か行

カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量と吸収量を均等させ、実質的な排出を全体としてゼロにすることを意味します。

「排出を全体としてゼロにする」とは、温室効果ガスの排出量から、植林、森林管理などによる吸収量を差し引いた合計を、実質的にゼロにすることを意味しています。

また、カーボンニュートラルは脱炭素とも呼ばれています。

逆流通システム

商品の製造から販売ルートを通じ消費者に届くまでの流れではなく、消費者から排出された後のルートに係わるシステムです。例えば、スーパー等での店頭における回収、家電リサイクル法で定められたシステム等があります。

拠点回収

市が設置したストックハウスで行っているペットボトル以外の容器包装プラスチック等の回収です。

計画収集量

市で収集する廃棄物の量です。この中には可燃ごみ、資源（古紙、衣類、カン、リサイクルびん、容器包装プラスチック、蛍光灯など）、不燃ごみ及び粗大ごみが含まれます。

ごみ排出量

計画収集量と直接搬入量を合計したもので、発生したもののうち、市の業務として収集運搬や処理が生じるものです。

ごみ発電

ごみ焼却時に発生する熱を利用して

ボイラーで高温・高圧の蒸気を作り、その蒸気でタービンを回して発電することです。

コンポスト容器

土中の微生物の働きや発酵資材を使って、生ごみを堆肥に変えるための容器です。

コンベア（手）選別

コンベア上を移動していく資源物の中から、手作業で不適物などを取り除いていく方式のことです。

さ行

再使用（リユース）

廃棄物となってしまう製品を循環資源としてそのまま使用することや、その全部または一部を部品その他の製品の一部として利用することです。例えば、リターナブルびんのように繰り返し使用することです。

再商品化合理化拠出金制度

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」第10条の2に基づくもので、市民・市町村と特定事業者が連携して、リサイクルの効率化や社会的コストの低減が図られた場合、リサイクルにかかった費用と想定額との差額の2分の1を、市町村に分配するという制度です。市町村は、収集物の汚れや異物の混入を減らすことでリサイクルの効率化に貢献していることから、収集物の品質が拠出金の分配基準となっています。

再生資源

使用済物品等又は副産物のうち有用なものであって、原材料として利用することができるもの又はその可能性のあるものをいいます。

再生利用（リサイクル）

廃棄物の全部または一部を原材料として利用することです。例えば、スチール缶を鋼材の原料にするなどがあり、マテリアルリサイクルと呼ばれています。

3 R

リデュース (Reduce)、リユース (Reuse)、リサイクル (Recycle) の3つのR (アール) の総称です。

リデュースとは、物を大切に使い、ごみを減らすことです。リユースとは、使える物は、繰り返し使うことです。リサイクルとは、ごみを資源として再び利用することです。

3 R + Renewable

3 Rの考えに加え、特に使い捨てのプラスチック容器包装・製品について、無駄に使われる資源を減らすとともに、原料を再生材や再生可能資源(紙、バイオマスプラスチック等)に切り替えた上で、できる限り長期間使用し、使用後は分別回収し、再生利用や熱回収によるエネルギー利用を図ることです。

散乱ごみ

道路・河川・公園などに投げ捨てられたり、放置されている空き缶、空きびん、紙くず、たばこの吸い殻などのことです。

資源化

不用となり排出されたものを、原材料として再び利用できるように加工することです。

資源回収

拠点回収や集団資源回収による資源の回収、並びに収集場所に出された資源の回収のことです。

自己処理責任

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第3条に規定される「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」のことです。

集団資源回収

自治会、PTA、子ども会などが主体となり、特定の日に古紙、アルミ缶、布類等の資源物を回収し、市が委託する資源回収業者に引き取ってもらうことです。市は、資源物回収団体に対し、回収した資源物1kg当たり4円の奨励金を交付しています。

準好気性埋立

廃棄物(埋立物)を早期に分解するた

め、密閉状態にせず、集水管(埋立物から浸み出した水を集め、水処理施設に送る管)などの開放部分から埋立層内に空気を取り込む構造のことです。

ストーカ式

ストーカと呼ばれる火格子を炉内で機械的に動かして、ごみを送りながら火格子の下から燃焼用空気を送る構造の焼却炉のことです。

ストックハウス

資源物を保管する拠点として、環境資源センター内や公民館等に設置した施設のことです。

スラグ

熔融処理(ごみや焼却残渣を融点(1,300℃~1,500℃)以上の高温で処理)した際に出てくる岩石状の固化物のことです。

セル方式

埋立物が風などで飛散しないように、埋立物の上や横面に土を被せて、セル(細胞)状に仕上げる方式のことです。

ゼロエミッション

1994年に国連大学が提唱した考え方。人間の活動から発生する排出物を限りなくゼロにすることを目指しながら、最大限の資源活用を図り、持続可能な経済活動や生産活動を展開する理念と手法のことです。

総ごみ排出量

ごみ排出量(計画収集量と直接搬入量の合計)と集団資源回収量の合計のことです。

た行

堆肥化物

この計画では、生ごみを微生物によって分解した肥料と同様のものを指します。

脱炭素社会

気候変動の原因となる温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする社会のことをいいます。

「排出を全体としてゼロにする」とは、温室効果ガスの排出量から、植林、森林管理などによる吸収量を差し引いた合

計を、実質的にゼロにすることを意味しています。

また、カーボンニュートラルは脱炭素とも呼ばれています。

縦型回転式

機械上部から投入されたごみ（粗大ごみ等）を、高速回転する刃で破碎していくものです。縦型ではごみの自然落下によって徐々に破碎されていくため、横型よりも効率的に処理を行うことができます。

多量排出事業者

「秦野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」第 11 条に規定されている事業者で、1 か月に 2 トン以上の事業系一般廃棄物を指定処理施設に搬入する事業者のことです。

直接搬入量

はだのクリーンセンター及び伊勢原清掃工場に搬入される廃棄物のうち、事業者及び市民が直接搬入する量並びに事業者から委託を受けた許可業者が搬入する量のことです。

厨芥類

台所から出る野菜くずや食べ物の残りのことです。

低公害車

大気汚染物質（窒素酸化物や一酸化炭素、二酸化炭素など）の排出が少なく、環境への負荷が少ない自動車。狭義には電気自動車、メタノール自動車、圧縮天然ガス(CNG)自動車、圧縮空気車及びハイブリッド自動車の 5 車種のことです。

ディスプレイ

キッチンの排水溝に取付け、生ごみを粉碎処理する電化製品です。粉碎後は水と共に下水道に流れ込み処理されます。

適正処理困難物

市町村の一般廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らし、その適正な処理が全国各地で困難となっていると認められ、環境大臣の指定しているもので、タイヤ、スプリングマット等のことです。

鉄筋コンクリート水密構造

水を透過しにくい（水密構造）コンクリートの芯に鉄筋を使用し、強度を強め

た構造のものです。ごみピットでは生ごみ等から水分が漏出することが考えられるため、水を透過しにくいコンクリートを使用することが多くなります。

デポジット制度

缶飲料やペットボトル飲料の価格にある一定の価格を上乗せして販売し、缶やペットボトルの容器を返却した際に、その上乗せ代金を返却する制度のことです。

天井走行クレーン

ごみピットの上部に設けられた線路上を走行するクレーンで、天井をクレーンが走るように見えるためこの名前がついています。

店頭（自主）回収

スーパーの店頭等で事業者自らが自主的に缶、びん、食品トレー等を回収することです。また、新聞店による新聞の回収等は事業者による資源の自主回収と位置づけられます。

な行

生ごみ処理機

微生物分解、加熱乾燥により生ごみを減量・堆肥化する装置で、電動式と非電動式の 2 つのタイプがあります。

は行

バイオディーゼル燃料

菜種油・ひまわり油・大豆油・コーン油などの生物由来の油や、各種廃食用油（てんぷら油など）から作られる軽油代替燃料（ディーゼルエンジン用燃料）の総称です。BDFと略されることもあります。

バイオマス

生物資源（bio）の量（mass）を表す言葉であり、「再生可能な、生物由来の有機性資源（化石燃料は除く）」のことを呼びます。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、食品廃棄物、建設発生木材などがあります。

バイオマスガス発電

バイオマスを発酵させて可燃性ガス（主にメタン）を抽出し、それを燃料にして発電するシステムです。

廃棄物減量等推進員

自治会の役員として選出され、所属する自治会内でのごみ出しルールの周知、収集場所の見回り及び問題点等の報告など、地域のリーダーとして活動しています。

廃棄物対策審議会

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第5条の7に基づき、一般廃棄物の減量等に関する事項を審議するため、学識経験者、市民、事業者、各種団体の代表者で構成する市長の附属機関です。

廃棄物の屋外焼却

廃棄物処理基準等によらない方法で、周辺地域の生活環境に影響を与える焼却のことをいい、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第16条の2において禁止されている焼却のことです。

排出禁止物

市で適正に処理することができないものとして収集場所への出しを禁止しているもので、消火器、プロパンガスボンベ、ピアノ、オルガン等です。

排出抑制

生ごみの減量や製品の再使用など、市民や事業者の努力によりごみの排出を抑制することです。

発生抑制（リデュース）

ごみになるものを作らない、売らない、買わないことなどによりごみの発生そのものを抑制することです。消費者がレジ袋をもらわない、詰め替え商品を選ぶことなどは発生抑制になります。

飛灰

可燃性廃棄物を焼却炉で焼却処理する際、排ガス中に同伴されてバグフィルタなどの集塵装置で捕集された固形物をいいます。

分別収集

市が定期的に収集場所等に出されたごみを、可燃ごみ、不燃ごみや資源物（古紙、カン、びん、容器包装プラスチックなど）に分けて収集することです。

ま行

マイバッグ運動

レジ袋を削減するために、買い物に行くときに繰り返し使用できる袋を持って行くことを推進する運動です。

や行

油圧プレス式

油圧の力を用いてプレス（圧縮）を行うことです。アルミニウムやステンレスなどの非鉄類を圧縮する際に用います。

容器包装廃棄物

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」で規制されている商品の容器及び包装であって、商品が消費されたり、取り出されたりしたあとの不用となったものです。

ら行

リサイクル指導員

平成11年11月15日からの新しい分別収集の開始に伴い、各自治会の各収集場所の利用者から1名選出していただいた方のことで、主に資源物の収集日の立ち会いによる分別指導等を行っています。

リターナブル容器

使用後、販売店等を通じて回収し、メーカーで洗浄して再び使用する再生使用可能な容器のことです。ビールびんや一升びんなどがあります。

リチウムコイン電池

形状から一般的にボタン電池（またはコイン電池、マイクロ電池、ミニチュア電池）と呼ばれる電池のことです。回収後は資源や有害物質を取り出してリサイクルされます。

レアメタル

地球上の存在量が稀であるか、技術的・経済的な理由で、抽出が困難である鉱種を指します。チタン、白金、コバルトなど。



秦野市ごみ処理基本計画

(平成29年度～令和13年度)

令和4年3月 発行

編集・発行：秦野市環境産業部環境資源対策課

〒257-0024

神奈川県秦野市名古木 409 番地

Tel : 0463(82)4401 Fax : 0463(84)6744

E-mail : k-sigen@city.hadano.kanagawa.jp